

わいわい文庫をインターネットからダウンロードしよう!

わいわい文庫の多くは、国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」を利用して、閲覧することができます。図書館・学校図書館などが利用登録をすることでサービスを受けられます。詳細は下記URLよりご確認ください。

●視覚障害者等用データ送信サービス(図書館等向け案内)

https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10_02.html

・登録できる団体

著作権法施行令(昭和45年政令第335号)第2条において「視覚障害者等のための複製等が認められる者」と規定される図書館など

【手続き】

国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則を確認の上、下記の書類(①～③)を国立国会図書館障害者図書館協力係あてに郵送します。

・手続きにあたっての必要書類

①承認申請書 ②設置根拠を明記した文書 ③図書館の活動状況がわかる資料

①承認申請書

視覚障害者等用データの送信承認館申請書

※原則として、施設(建物)単位での手続きとなります(例：市内に複数の分館があれば、分館単位で手続きください)。

②設置根拠を明記した文書

機関を設置する根拠となる条例・学則・規則等の全文。

③図書館の活動状況がわかる資料

利用規則・運営規則・管理規則等で、機関の活動について定めた規則の全文。特に、申請機関において視覚障害者等へのサービスを実施する旨が明記されているもの(視覚障害者等へのサービス状況が分かる資料〈パンフレット、ホームページ、年報等を含む。〉)

・申請書類の送り先・問い合わせ先

〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

国立国会図書館関西館 図書館協力課 障害者図書館協力係

電話：0774-98-1458 メールアドレス：syo-tky@ndl.go.jp

このサービスは、視覚障害者等個人の方が直接登録して利用することもできます。登録手続きの詳細は、国立国会図書館のホームページをご確認ください。

●視覚障害者等用データ送信サービスの利用者登録について(初めて登録する)

https://www.ndl.go.jp/jp/support/pd_touroku.html